

分析結果報告書

濃度計量証明事業所 福岡県知事登録第45号
一般財団法人有明環境整備公社
〒836-0057 福岡県大牟田市汐屋町5-15
TEL(0944)52-4466 FAX(0944)52-4485



共立産業(株)

様

環境計量士

田中

弘



ご依頼のありました試料の分析結果を、下記のとおり報告いたします。

試料名: 排水

試料受付日:平成 24 年 6 月 27 日

[受付方法:輸送]

試料採取日:平成 24 年 6 月 26 日

時

分

[天候:

気温:

℃

水温:

℃]

発行日:平成 24 年 7 月 12 日

分析項目	単位	分析結果	許容限度 (第7条関係)	測定方法
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	JIS K 0102-55.3 ICP法
シアン化合物	mg/l	不検出	検出されないこと	JIS K 0102-38.1及び38.3 吸光光度法
セレン及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	JIS K 0102-67.3 HYD-ICP法
鉛及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	JIS K 0102-54.3 ICP法
六価クロム化合物	mg/l	0.05未満	0.05	JIS K 0102-65.2.1 吸光光度法
砒素及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	JIS K 0102-61.3 HYD-ICP法
水銀化合物(総水銀)	mg/l	0.0005未満	0.0005	S46 環告59号付表1 還元気化原子吸光法
アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	検出されないこと	S46 環告59号付表2 GC法及び S49 環境庁告示第64号付表3
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	mg/l	不検出	検出されないこと	S46 環境庁告示59号付表3 GC法
トリクロロエチレン	mg/l	0.03未満	0.03	JIS K 0125-5.2 HS・GC-MS法
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01未満	0.01	JIS K 0125-5.2 HS・GC-MS法
ジクロロメタン	mg/l	0.02未満	0.02	JIS K 0125-5.2 HS・GC-MS法
四塩化炭素	mg/l	0.002未満	0.002	JIS K 0125-5.2 HS・GC-MS法
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004未満	0.004	JIS K 0125-5.2 HS・GC-MS法
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02未満	0.02	JIS K 0125-5.2 HS・GC-MS法

備考

「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。

分析結果報告書

濃度計量証明事業所 福岡県知事登録第45号
一般財団法人有明環境整備公社
〒836-0057 福岡県大牟田市汐屋町15-15
TEL(0944)52-4466 FAX(0944)52-4485



共立産業(株)

様

環境計量士 田中

弘

ご依頼のありました試料の分析結果を、下記のとおり報告いたします。

試料名: 排水

試料受付日: 平成 24 年 6 月 27 日

[受付方法: 輸送]

試料採取日: 平成 24 年 6 月 26 日

時

分

[天候:

気温:

℃

水温:

℃]

発行日: 平成 24 年 7 月 12 日

分析項目	単位	分析結果	許容限度 (第7条関係)	測定方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04未満	0.04	JIS K 0125-5.2 HS・GC-MS法
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1未満	1	JIS K 0125-5.2 HS・GC-MS法
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006未満	0.006	JIS K 0125-5.2 HS・GC-MS法
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002未満	0.002	JIS K 0125-5.2 HS・GC-MS法
チウラム	mg/l	0.006未満	0.006	S46 環境庁告示第59号付表4 固相抽出HPLC法
シマジン	mg/l	0.003未満	0.003	S46 環境庁告示第59号付表5 固相抽出GC-MS法
チオベンカルブ	mg/l	0.02未満	0.02	S46 環境庁告示第59号付表5 固相抽出GC-MS法
ベンゼン	mg/l	0.01未満	0.01	JIS K 0125-5.2 HS・GC-MS法
pH (水素イオン濃度)	—	7.4	5.8~8.6	JIS K 0102-12.1 ガラス電極法
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/l	2.2	日間平均 20 最大 20	JIS K 0102-21及び JIS K 0102-32.3 隔膜電極法
SS (浮遊物質)	mg/l	1未満	日間平均 150 最大 200	S46 環境庁告示第59号付表8 ろ過重量法
大腸菌群数	個/cm ³	10未満 以下余白	平均3,000個/cm ³	S37 厚生省・建設省令第1号 定型的集落数平均値法

備考

「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。